

第2章 処 務

○大月都留広域事務組合専決代決規程

改正 昭和58年1月20日訓令第1号 (昭和51年12月1日訓令第6号)
平成9年11月26日訓令第2号 昭和63年7月12日訓令第1号
平成30年10月2日訓令第2号 平成12年11月27日訓令第1号
令和4年3月31日訓令第1号 令和3年8月19日訓令第1号

(趣旨)

第1条 所長の専決代決事項は、別に定めがあるものを除くほか、この訓令に定めるところによる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、大月市及び都留市の大月都留広域事務組合との連絡調整をおこなう部署の部長又は課長の合議を経て、事前に正副組合長の決裁を受けなければならない。

- (1) 重要若しくは異例に属し、又は先例になると認められるもの
- (2) 疑義のあるもの
- (3) 現に紛議のあるもの又は将来紛議を生ずるおそれがあると認められるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要であると認められるもの

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 組合長の権限に属する事務を常時組合長に代わって決裁することをいう。
- (2) 決裁 組合長の権限に属する事務の処理について、意思決定をすることをいう。
- (3) 代決 前2号の決裁ができる者が出張、病気その他の理由により決裁することができない場合において、あらかじめ認められた範囲内で、組合長に代わって決裁することをいう。

(所長の専決事項)

第3条 所長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 所員の出張及び復命に関すること。
- (2) 配当予算の範囲内において、所員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。
- (3) 成規による納入通知、収入命令及び還付命令並びに督促に関すること。
- (4) 歳入歳出予算外現金の収入及び支出命令に関すること。
- (5) 軽易又は定例の申請、証明、届出、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。
- (6) 諸収入の調定に関すること。
- (7) 日額払いに係る雇人に関すること。
- (8) 公印の保管及び取扱処理に関すること。
- (9) 宿日直及び庁内取締りに関すること。
- (10) 条例、規則、告示等の公示に関すること。
- (11) 1件100万円以下の工事の施工に関すること。
- (12) 1件100万円以下の物品購入に関すること。
- (13) 支出命令に関すること。
- (14) 1件100万円以下の予備費充用に関すること。
- (15) 1件100万円以下の費目流用に関すること。
- (16) 予定価格50万円以下の不用品の売却処分に関すること。
- (17) 広報及び刊行物に関すること。

(18) 体育施設の使用許可に関すること。

(所長の代決事項)

第4条 組合長が不在の場合において、急施を要するものがあるときは、副組合長がこれを代決することができる。

2 組合長及び副組合長がともに不在の場合においては、所長が代決することができる。

(代決事務の後関)

3 所長が不在の場合において緊急を要する際は、前条第5号、第13号及び第18号に限り次長が代決することができる。

4 前各項の規定により代決するときは、「代」と明記するものとする。

(代決事務の後関)

第5条 前条の規定により代決した事務については、速やかに当該事項の決裁者に報告し、後関を受けなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年1月20日訓令第1号)

この訓令は、昭和58年1月20日から施行する。

附 則(昭和63年7月12日規程第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月26日訓令第2号)

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成12年11月27日訓令第1号)

この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則(平成30年10月2日訓令第2号)

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成30年10月2日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年8月19日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第1号)